

# ITビジネスにおける 英文契約書作成の実務と交渉戦略上の留意点

～MFN条項や非係争条項の有効性など、日本、EU、米国で生じた紛争事例や  
取締事例を踏まえ、ISP・ベンダー及びユーザー・カスタマーのそれぞれの視点から  
戦略的ドラフティングのポイントについてモデル条項を示しつつ解説～

《開催要領》

●日 時● 2017年9月22日(金) 13:00～17:00  
●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
弁護士・カリフォルニア州弁護士・米国公認会計士 植松貴史 氏

外資系コンサルティングファームや海外ローファームでの執務経験を有し、国内外の企業間紛争、情報セキュリティ、クラウドコンピューティングといったIT分野  
リスクマネジメント、事業再生、M&A、ストラクチャードファイナンスに関連する業務に従事

【開催にあたって】

モノとインターネットの融合(IoT)や人工知能(AD)に関連するビジネスがグローバルレベルで急速に発達し、また、ドイツにおける Industrie 4.0 や日本におけるソサエティ 5.0 など、IoTやAIが国家の成長戦略の柱として遂行されているなど、ITは企業がビジネスを行っていく上で必要不可欠のツールとなっております。また、本年6月16日には、米アマゾンによる米高級スーパーのホールフーズの買収に関する発表がなされるなど、「ネットとリアル」の融合が今後ますます進行すると思われる。一部のインターネットサービスプロバイダ(ISP)が市場で強大な力を持つことにより、一見すると不公平に読める契約規定も増えております。実際に、一定の国における裁判所や取締機関の判断で、最恵国待遇条項(Most Favored Nations Clause (MFN条項)) (最安値要請条項)が禁止され、また、米国では、非係争条項(Non-Assertion Patents Clause (NAP条項))の有効性についての訴訟が係属しているなど、ISPを当事者とする契約条項の有効性について様々な問題が生じております。この点、MFN条項等に該当するからといって、直ちに無効と考えるわけではなく、公平を指向したワーディングへと工夫することによって、有効性を確保できる場合もあると考えられます。「ネットとリアル」の融合により、今後、ITビジネスに関連する契約やデータのやり取りが発生する契約がグローバルレベルでますます増えていくものと予想されますので、ITビジネスに関わる英文契約の実務を理解しておくことは、IT関連ビジネスに直接携わらない企業にとっても不可欠なことと思われます。本セミナーでは、我が国のみならず、米国やEUで生じている紛争事例や取締事例などをご紹介するとともに、かかる事例を踏まえ、ITビジネスに纏わる英文契約書上の留意事項やドラフティング戦略について、ISP/ベンダー及びユーザー/カスタマーのそれぞれの視点から解説します。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX:03-5215-0951

\*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。  
\*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171661-0303 英文契約書作成の実務と交渉戦略上の留意点			
ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

■参加要領: 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。  
後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。  
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])  
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。  
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

## ITビジネスにおける英文契約書作成の実務と交渉戦略上の留意点

9/22  
(金)

13:00

### 1. 総論: ITビジネス関連の英文契約書において必要に規定されるべき事項

- (1) ITビジネス関連の契約書において特に留意すべき条項とその特徴
- ・契約対象の内容・提供方法・仕様等に係る条項  
(Specifications, Delivery, Supplier Location, Acceptance, SOW, etc.)
  - ・責任制限条項/免責条項 (Limitation of Liability)
  - ・知的財産権の帰属に関する条項 (Ownership of Intellectual Property)
  - ・保証条項(提供されるシステムやデータの安全性、正確性、権利の帰属など) (Warranty)
  - ・補償条項(Indemnification)
  - ・メンバーの身元保証(Personal Vetting)
  - ・下請け(Subcontracting) など
- (2) ITビジネス英文契約における一般条項
- 秘密保持条項 (Confidentiality)
  - 裁判管轄、仲裁条項 (Jurisdiction, Arbitration)
  - 準拠法 (Governing Law)
  - 言語 (Language) 等、各 Miscellaneous Clause の意義と必要性

### 2. 各論: 各種契約形態や条項に関連する実例とドラフティング実務

- ①グループ企業における当事者の選択と下請法の問題
- ②MFN条項の問題点と許容される可能性がある場合やワーディング
- ③NAP条項の問題点
- ④一方に有利な管轄条項の有効性
- ⑤一方に有利な準拠法に対する対抗策
- ⑥表見責任擬制条項の問題点
- ⑦データのポータビリティ  
(個人情報、非個人情報、ビッグデータなどの新たなISP・ベンダーへの移転)に係る条項の問題点
- ⑧データセキュリティに関連する条項(監査証明要求条項等)の要否
- ⑨米国における弁護士秘匿特権(attorney-client privilege)等への配慮
- ⑩米国(GLBA、HIPAA等)やEU(GDPR)における個人情報保護法との関連
- ⑪契約上、ビッグデータのやり取りが生じた場合において特に留意すべき事項
- ⑫流通ルートや販売地域といった地理的要素を根拠に、販売条件に際を設ける場合  
(e.g., ジオブロッキングなど)の留意点
- ⑬継続的契約における留意事項
- ⑭卸売モデル(Wholesale Model)と代理モデル(Agency Model)との法的差異
- ⑮請負契約と準委任契約の法的差異
- ⑯システム開発契約、クラウドサービス契約、ライセンス契約等、  
各契約形態における留意点

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。